

議案第154号

建物の処分について

次の建物を売り払う。

所在地 大阪府八尾市大字恩智1098番地

構造規模 鉄筋コンクリート造地上2階建

建築面積 1,730.05平方メートル

延床面積 2,539.51平方メートル

契約金額 88,614,000円

平成28年3月1日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説明

本市所有建物を社会福祉法人四天王寺福祉事業団に売り払うため、大阪市財産条例第2条の規定により、この案を提出する次第である。

(参 考)

大阪市財産条例（抄）

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下法という。）第96条第1項第8号の規定により、市議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格70,000,000円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件20,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。